

会議録

会議の名称	令和5年度第1回川越市環境審議会
開催日時	令和5年8月10日(木) 午前10時00分 開会 ・ 午前11時15分 閉会
開催場所	川越市役所 7階 第1・5委員会室
議長(会長) 氏名	仮議長:宮岡 寛 議長:小瀬 博之
出席者(委員) 氏名(人数)	<p>【1号委員】 ・小島 洋一 ・糸 真美子 ・鈴木 謙一郎 ・牛窪 喜史 ・池浜 あけみ ・中村 文明 ・高橋 剛 ・吉村 千鶴子 ・小瀬 博之 ・濱口 恵子</p> <p>【2号委員】 ・中島 英夫 ・福原 時夫</p> <p>【3号委員】 ・鈴木 崇弘 ・増田 知久 ・宮岡 寛 ・宮崎 千鶴</p> <p>【4号委員】 ・野々部 勝 (17名)</p>
欠席者(委員) 氏名(人数)	<p>【1号委員】</p> <p>【2号委員】 ・高木 瞳</p> <p>【3号委員】 ・小田島 隆 ・齊藤 正身 ・坂口 孝</p> <p>【4号委員】 (4名)</p>
事務局職員 氏名(職名)	<p>環境部長:高橋 宗人 環境部副部長:山崎 茂(環境政策課長) 環境部参事:小熊 政彦(資源循環推進課長) 課長:山原 弥(環境対策課)、林 一成(産業廃棄物指導課) 杉本 弘(収集管理課)、尾崎 裕久(環境施設課) 環境政策課:小俣 誠(副課長)、島村 浩寛(副主幹)、山本 陽二(主任) 環境対策課:清水 潤(副主幹)</p>
傍聴人(人数)	なし
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委員自己紹介</p> <p>3 職員紹介</p> <p>4 議題 (1)会長・副会長選出 (2)その他 ・第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について ・あき地の環境保全に関する規制の見直しについて</p> <p>5 閉会</p>
配布資料	<p>・次第</p> <p>・第15期川越市環境審議会委員名簿</p> <p>・資料1 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について</p> <p>・資料2 あき地の環境保全に関する規制の見直しについて</p>

議事の経過

発言者	議題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p>令和5年度第1回川越市環境審議会を始めさせていただきます。 司会を担当いたします、環境政策課副課長の小俣でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。「次第」、「第15期川越市環境審議会委員名簿」、「資料1 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」、「資料2 あき地の環境保全に関する規制の見直しについて」でございます。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>本日は、21名の委員さんの内、17名の委員さんに御出席いただいております、川越市環境審議会規則第3条第2項に基づき、出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。</p> <p>議事に移る前に、本日は第15期の委員のみなさまに初めてお集まりいただく審議会となりますので、おひとりずつ、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、小島委員さんより順番にお願いいたします。</p>
委員	【各委員による自己紹介】
事務局	<p>続きまして、高橋環境部長より、あいさつと併せまして、環境部職員の紹介をさせていただきます。</p>
環境部長	【あいさつ】【環境部職員紹介】
事務局	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>議題(1)の「会長及び副会長の選出について」でございますが、環境審議会規則第2条第1項では会長及び副会長について「委員の互選によってこれを定める。」と規定しております。</p> <p>今回は第15期の委員さんになられて最初の会議でございますので、委員さんのどなたかに仮議長になっていただいて議事を進めていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なしの声】
事務局	<p>それでは、仮議長の選出方法でございますが、年長の委員さんをお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
委員	【異議なしの声】

事務局	それでは、ご出席いただいている委員さんのうち、宮岡寛委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	【異議なしの声】
司会	それでは、宮岡委員さん、前の席にお移りください。
仮議長	ただいまから仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。 議題の「(1) 会長・副会長の選出について」でございます。 選出方法については、どのようにしましょうか。決まり事などありますでしょうか。 事務局、いかがですか。
事務局	選出方法についての決まりはございません。なお、本審議会では、前回は、指名推薦による方法で会長及び副会長を選出いただいております。
仮議長	分かりました。みなさま、前回は、指名推薦により会長及び副会長を選出していたのですが、いかがでしょうか。今回も同じ方法でよろしいでしょうか。
委員	【異議なしの声】
仮議長	それでは、どなたか会長に推薦したいという方がございましたら、挙手をお願いいたします。
委員	私から推薦させていただきたいと思います。 長年、環境審議会委員を務められ、環境問題に関する識見も高い小瀬委員さんが適任であると思います。
仮議長	ただいま、会長に小瀬委員さんを推薦されましたが、皆様いかがでしょうか。
委員	【異議なしの声】
仮議長	只今、委員の皆様から御同意いただきましたが、小瀬委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。
小瀬委員	(承諾)
仮議長	それでは、会長が選出されましたので、これをもちまして仮議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局	それでは、小瀬会長より、一言就任のご挨拶をいただきたいと存じます

会長	(挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、川越市環境審議会規則第2条第2項の規定に基づき、小瀬会長に議長になっていただき議事を進めていただきたいと思います。</p> <p>小瀬会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、ただ今から、議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。</p> <p>引き続き、「議題(1) 会長・副会長の選出」でございます。</p> <p>どなたか副会長に推薦したいという方がございましたら、挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>これまでも副会長を務められ、当審議会を盛り立ててこられた実績から、副会長については、引き続き、濱口委員さんが適任であると思います。</p>
会長	<p>ただいま、副会長に濱口委員さんを推薦されましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
委員	【異議なしの声】
会長	<p>只今、委員の皆様から御同意いただきましたが、濱口委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。</p>
濱口委員	(承諾)
会長	<p>それでは、濱口副会長、就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	(挨拶)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議題の「(2)その他」について、事務局お願いします。</p>
事務局	【資料1 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について説明】
会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何か御意見はございますか。</p>
委員	<p>2050年に脱炭素社会を実現していく国の政策と整合性をとるということを川越市も言っているかと思いますが、川越市の目標でこれまでは二酸化炭素排出の</p>

	<p>少ない街、要は低炭素社会を目指していくということから、もうここ数年で地球温暖化対策に関しても目まぐるしい状況の変化があると思いますが、それでは足りませんよと、脱炭素ですよ、ゼロカーボンですよっていうことになってると思います。</p> <p>今回の実行計画の改定において目標を本当に国と政策の目標地点を合わせつつ、ゼロカーボンシティーを目指していきますよというところまで踏み込んでいくのですか。</p>
事務局	<p>2030年に向けては(温室効果ガス排出量を2013年度比)46%削減ということで国が目標を定めております。国も2050年には実質排出量をゼロにするということで考えてございますので、そういった路線に沿って計画を策定していくということになると思います。</p> <p>2050年までを見据えた計画にするのかにつきましては、現状2030年がこの計画の終期ということで考えてございますので、そこまでは書こうというふうに考えてございます。2050年まで書くかということについては検討させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>おそらく地球温暖化対策やエネルギーに関わることはとても社会のインフラもろもろ多様なところに関わってくるかと思っておりますので、抜本的に脱炭素を目指すならば、やはり長期目標を位置づけた上でそこに向かって進めていくという方向性の方が個人的には良いと思っておりますので、今のご意見にありましたように2050年までの目標を含めるか否かということであれば私はぜひ含めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>国との連動は説明をいただきましたが、間に県という単位もありますので、私としては川越市だけではなくて、近隣の他市との連携とか、県との連動とかそういうことを含めて、最終的に国ということになるかと思っておりますけれども、今のところ私の認識では県が若干出遅れてるかなという部分ありますけれども、その辺の認識はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>埼玉県では既に46%の国の数字に合わせて計画を作っておりますので、そちらも見ながら今回の市の計画についても改定をしていきたいというふうに考えてございます。当然、46%削減については市だけで実現することは非常に難しいことでございます。国の方に要望していくのはもちろんですし、県と連携していくということも大切だと認識しておりますので、そこら辺をやりながら2050年脱炭素社会を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>

委員	<p>地方自治体の中には 30 年度に 46%以上の目標を設定しているところもあると聞いています。ぜひとも 46%こだわらずに高い目標設定をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>46%以上ということですが、なかなかその数字をはじき出すというのは非常に難しいというところですし、市独自で数字を積み上げていくのはなかなか苦労するところがございます。ご意見として頂戴させていただいて、検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>予定のところにありますアンケート調査の実施につきまして、7 月 10 日までということでもう終わっていると思うのですが、内容と調査結果は次の会議のときには見られるでしょうか。また、どのぐらいの割合でアンケートが回収できたのか、分かれば教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>アンケート調査については次回の会議の際にまとめた結果を示したいと思えます。概要を少しお話させていただきますと、アンケートにつきましては市民と事業者に対して実施しております。市民に対しては 18 歳以上の市民の中から無作為に選んだ 1,000 人に対して調査を行っております。事業所につきましては、市内の事業所から無作為に選んだ 300 事業所について、アンケートを行っております。回収数でございますけれども市民については 298 件、事業者については 73 件の御回答をいただいております。こちらは郵送による紙媒体での調査をさせていただきましたが、その他にWeb調査というのをやらせていただいております。これにつきましては 550 件の回答をいただいております。</p>
委員	<p>アンケートの内容は前回と同じでしょうか。</p>
事務局	<p>やはり現状と昔を比べる、その市民の意識を比べるということにおいては、基本的には同じ質問ということで実施をさせていただいております。</p>
委員	<p>地球温暖化が非常に厳しくなっている状況を踏まえると、少し難しいと思うのですが、アンケートの内容もやはりある程度精査すべきではないかと思えます。</p>
事務局	<p>アンケート内容につきましてはまるっきり同じということではございません。現状に合わせて変更して調査をしている部分もございます。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>

委員	先ほどの 550 件Web調査とありますが、市民と事業者の内訳はわかりますか。
事務局	Web調査につきましては市民のみでございます。
会長	他にご意見はございますでしょうか。
委員	地球温暖化対策はすごく多分野に跨っていると思うのですが、例えば都市計画分野の行政計画、あるいは公共施設や産業分野の計画等がありますよね。現行のこの実行計画を見てると、一応そういう都市の話やデザインの話とかもされているかと思うのですが、他分野の行政計画にちゃんと脱炭素がしっかりと入るように行政内の横串の計画ができてるのか、そういうのをどれだけ意識しているのか、そういうことに関してどういう取り組みがなされているのかというところを教えてください。
事務局	組織においての横串の通し方ということで申し上げますと、現状こちらの計画についてはある意味行政は縦割りですので、環境部は環境政策課が主体で作るという形になりますので、書き方は環境中心になります。一方都市計画や観光といった計画は各々の部署で作っておりますが、そういった中に課長である私が会議に出席したり、部長がそのような計画をまとめる会議に出席したりすることによって、部長の会議、課長の会議、更に担当の会議のようなものがございまして、そういった中で、脱炭素の考え方を入れてくれというような発信はしております。そういった取り組みをしながら、環境の分野を他の計画の中で計画に溶け込ませていただくというような形をとってございます。
委員	行政内の方が入っていただくのはすごく良いと思うのですが、やはり市民、環境問題に関わる方もその都市計画分野にきちんとコミットメントできるような形にしておくことや、もう少し多様な主体が他の分野の行政計画に関して、例えば脱炭素とか地球温暖化に関しても、携われるような形でないと他の課の人も、結局市役所内同士の関係性だけの話になってしまうと、議論が狭いところに落ちてしまうのかなと思うことがあるので、他の計画を立案する際にもう少し、脱炭素は本当に全分野に関わっているといっても過言ではないぐらいのことだと思うので、そういう位置づけの仕方を抜本的に変えていかないと、本当にゼロカーボンを達成できないのではないかなというのは少し危惧しているところがありますので、そういうところの体制作りもしていただければなと思います。
事務局	現状としてやはり各々の個別計画になりますと、主体は個別計画の話し合いになりがちということが正直ございます。しかし、おっしゃる通り脱炭素の取り組みについては色々な分野が関わっていて、まさに市全体でやっていかないとなかなか脱炭素というのは難しいということは認識してございます。そういった形である意味可能かどうかわかりませんが、個別計画においてメインの計画の話し合いをして

	<p>もらうというのがまず一番のことになりますけれども、その部分についても、例えば少し環境の部分に思いを巡らして話をしてもらおうとか、そういったことができるの良いなと思いますけれども、実際にどうやるのかということになると、なかなか難しいかなというところがあります。ただそういった意見は頂戴いたしまして、心に留めておいて、他の計画を作るときに課長会議または部長会議の中で発言をしていきたいと思っております。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>この環境審議会は 10 月から 2 月の間に何回ほど開催されるのでしょうか。また、他の協議会でもこういう資料などをデータ配信するようなことも行われ始めているようなのですが、次の会議までにアンケートの内容が出た場合などに、紙で渡していただくことになるのか、それともデータ配信ということもあれば、早くいただけるとか、市役所内でも紙の削減というのがすごく課題があって、なかなかそれが減らないということがあったかと思うのですけれども、そういうことも考えて、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>審議会の回数でございますが、今回第 1 回を開かせていただいて、基本的には答申までを含めて大体あと 4 回を行う予定でございます。ですのでこの年度で 5 回開催したいと考えてございます。</p> <p>次にデータの出し方ですけれども、基本的に審議会で行った会議結果については市のホームページ上で、データで見られるような形で公開をさせていただくという形になります。また、委員さんにお配りする資料につきましては、紙を多く使っているというご指摘もありましたが、なかなかパソコンを持ってきて会議を開くというのは現状としては難しいので、審議会においては紙ベースで会議を開催せざるを得ないのかなと考えてございます。ただ、少し内輪の話になって恐縮でございますけれども、市役所内部の会議につきましてはペーパーレスを進めていくということで、デジタル担当の方と話し合いをしながら、内部の会議は紙を使わないようにしようと進めているところでございます。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>脱炭素先行地域というのを環境省が選定しており 2025 年までに 100 市町村を選定するという方向になっていると思うのですが、ぜひとも川越市もチャレンジしていただきたいと思ってるのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>脱炭素先行地域につきましては、国の方が 100 地域募集してるということは承知しております。各自治体から脱炭素ドミノを起こすためのモデルを探しているということでございまして、地方から集めてきた事例を真似してやろうよということで 100 を選ぶところもあるのかなと考えてございます。確かに県内においても</p>

	手を挙げている自治体もございます。ただ手を上げると、いろいろと良い面もあるのですがそれを必ずやらなければならないという足かせもついてくる部分もござい ますので、よく慎重に検討していきたいと考えてございます。やりたいというところ もありますが、なかなかその適地を見つけることが非常に難しいというところはご 理解いただきたいなと思います。
委員	ぜひ検討していただきたいと思います。
会長	いずれにしても脱炭素先行地域であってもなくても、計画改定から 6 年後に 46%マイナスというのはものすごく大変な目標であり、26%でもほとんど絵に描い た餅じゃないかと思っていたところなのに、さらに倍ですから、ちょっとどうするかと いうのは本当に考えないと実現できないものではないかと思っておりますので、 我々も本当に本気でやる姿勢を答申に込めたいなという感じはしております。
会長	次回に原案が出てくると思いますので、じっくり内容を審議していきたいと考 えておりますのでよろしくお願いいたします。 また、その間に何か質問や要望がありましたら事務局の方にお伝えいただけれ ばと思います。 それではその他の 1 番目の審議を終わりにするというので、続いて事務局から その他の 2 番目の説明をお願いいたします。
事務局	【資料2 あき地の環境保全に関する規制の見直しについて説明】
会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何か御意見はござい ますか。 条例があるので見てみたのですが、これは昭和 44 年の 12 月 1 日から 1 回も 改正されておられません。この条例の規制は、行政指導、助言、勧告があるのです が、措置命令や代執行まで含めるかどうかというところが今回のこの見直しにおけ る必要性というか課題となっているというところかと思われま。
委員	私の住んでるマンションのすぐそばで火事がありまして全焼しました。一家みな さん亡くなりましたので、いまだにその焼け跡がそのまま残っています。こういうケ ースもあき地と判断されるのでしょうか。早く取り壊してほしいという意見があるの ですが、いかがでしょうか。
事務局	そちらの件につきましては、あき地ではなく空き家という解釈になります。空き家 の特措法ですとか、空き家の条例の中で対応していくことになると思います。

委員	別件ですがすぐ近くにゴミ屋敷があります。そういうことについても別問題ですか。
事務局	そちらはあき地とはまた別の問題となります。
会長	他にご意見はございますでしょうか。
委員	<p>空き家の場合、例えばその罰則規定などで罰金を支払うこともあるかと思うのですが、少し嫌だなと思ってしまいます。もう少しやわらかい形で勧告を行うなり、土地所有者に指導できれば良いと思うので、例えばその草ぼうぼうになってして荒れ果ててしまったところを、別の代行業者みたいなところに草刈りをして整備してもらいます。そういうところの負担料みたいな形で整備料を請求することがありますというくらいであれば、もう少し土地の所有者さんも理解が得られるのかなというところがあって、ご自身でできないところは別の業者にお金を払ってやってもらえますよというような指導の仕方の方が、罰金払ってくださいというよりも、もう少し具体的にこの土地を整備する場合はいくらかかります、というので良いのではないかと思います。</p> <p>今基本的には指導助言、それでそれでも駄目な人の場合は勧告って書いてありますけど、今のケースのようなことも今の条例だとできないということですか。</p>
事務局	はい。現行の条例の中で業者の斡旋はしている状況ではございますが、それでも相手方から対応していただけないという状況がございます。
委員	<p>今日条例を持ち合わせてないので基本的なことなのですが、あき地についての規定というか、概念はどういうものなのかということで、例えば農地などであれば耕作放棄地などは、農業委員会が関与するとか、そういうことがあるかと思うのですが、そういったものを除いたあき地ということなのか、あき地の規定を知りたいということと、それから見直しの必要性を言われておりますが、これは条例の見直しということになるのか、ここで今意見を述べたとして、今後またこのことについて協議なりする機会があるのかどうか、この今回限りのお話で、意見を述べることで終わるのか、その辺の見通しがわからないのですがどのようになるのかお示しいただければと思います。</p>
事務局	<p>条例の中では、人が立ち入らない土地ということで、人がいないところの土地は全部あき地だよという概念になっている状況ですが、実際のところは、田んぼや畑ですと農地ということになりますので、農業部局の方で対応するとか、あと山林ですと森林法が適用になるものに関しては、同じように農業部局だとか、道路沿いですと道路部局だとかそういう形で区分けの方は運用でさせてもらってる状況なので、実際それ以外のところの土地はあき地ということになるので宅地が基本になると思います。</p>

	<p>今回ここで条例改正するというのではなく、それを含めて、いろいろとご意見をいただいた中で考えていきたいという状況でございます。また別の会で報告審議というかたちではなく、今回いろいろとご意見いただいた中のものを参考にして今後検討の方をできればと思っておりますので、今回 1 回限りという形で考えております。</p>
委員	<p>条例改正は念頭にないということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>条例改正も含めまして検討の方はしていきたいと考えている状況でございます。</p>
委員	<p>そうすると、やはり私も条例を見ながら意見を言いたいところはありますけれども、なかなか大事なお話というか、本当にあき地の課題というのはいろいろ複雑というか、あちこちで散見されるのでそういう点では、今回意見を求められておりますが、もう少し材料を元にデータですとか条例ですとかそういったものを元に協議できれば意見の方も深まるかなと思いましたので、これは意見として述べさせていただきます。</p>
事務局	<p>条例の改正になりますと議会の話になるかと思いますが、審議会でも機会がありましたら、また報告や相談等させていただければと思います。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>あき地が多くなっているのか、その推移とあき地の中に不法に投棄されているところがあるか、そのようなことがあれば参考までにお聞きできればなと思うのですが、お示ししていただいた苦情の現状についてということで令和元年からの数字が載っているのですが、この令和元年からでも結構ですので、あき地が増えているのかについて教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>あき地の現状ではございますが、川越市でどのくらいのアキ地があるかというところの部分までは把握している状況ではございません。ただあき地の条例ということの中で苦情の箇所数なのですが、60ヶ所というのが大体毎年コンスタントに出てくるという状況でございます。</p> <p>60ヶ所の苦情の中に不法投棄されてるあき地とは含まれていない状況でございます。</p>
会長	<p>ちなみに、苦情件数が大体同じくらいなのですが、毎年言われてるところもあるわけですか。これ大体 30 件くらいいつも解決してないのですが、継続して言われてるところは含まれているのですか。</p>

事務局	<p>中には継続して毎年、苦情をいただくケースもあります。その部分に関しましては、土地の所有者が、連絡が来ればやるよというような状況になっているところがありますので、もう少し土地に関して関心を持ってもらって草刈りだけじゃなく適正に管理をしてもらいたいなというところで話をしている状況でございます。</p>
会長	<p>他にご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>規制手段をどんなものを想定しているのかなというところをお伺いしたくて、空き家レベルの罰則とか措置命令までも空き地の場合も想定しているのか、今お話を聞いていて、罰則とか段階的に措置していくものなのかなと思っていて、例えば1年もう本当数ヶ月だけそうになってしまっていたのか、もう何十年にもわたって、その段階によって規制内容も異なってくるかと思うのですが、どういう規制内容を想定してらっしゃるのかというものが、もし今の段階でありましたら教えてください。</p>
事務局	<p>今までの文書での指導になりますと、どうしても草を刈ってくださいよという形のお願いでしかない状況でございました。昭和の時代、平成の時代でありましたら、隣近所だよとか、かつて近所だったよという形で協力の体制がいくらあったと思うのですが、やはり途中で世代交代をして、子供の代とか孫の代になってきますと、どうしてもその場所にはない遠方にいるという形だと、その土地の関心等というものについては希薄になってしまうので、ほったらかしになるという状況がありますので、やはり適正に管理してくれないと、命令とかそういうものに行ってしまうよという抑止力じゃないですけども、そういったようなものがあればいいのかなと考えております。</p> <p>実際に空き家の方の条例とか特措法に見ましても、平成25年からやってる中で大体解決率が70%弱ぐらい、70%ぐらいある状況なのですが、その中で勧告を出しているのか、命令を出してるのかと聞いたら、空き家に関してもそういうものは出してない状況ではあります。ただ、その指導するときにそういうものがあるよというところの部分を手方に伝えているというような状況があるというのが、今のその結果が出ているのかなと思っています。</p>
委員	<p>単純にもうあまり愛着のない形で持っていてもしょうがないなと思うところもあるので、売却を勧めるのも良いかと思いますが、立地条件にもよりますけど、そういうことは行政からはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今委員さんが言われたようなことは土地利用という部分になってくるのですが、実際に未利用地の活用だとかそういったようなもので話が出るものがあります。ただ環境部局としましては、あくまでも適正管理というところの部分の範疇の状況でございますので、なかなかその売却とか、そういう話については難しい状況かと考えております。</p>

会長	他にご意見はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、これもちまして議長職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
事務局	それでは、閉会のことばを濱口副会長よりお願いいたします。
副会長	以上もちまして、本審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。